

概要版

特定工場届出の手引き

森町 産業課 商工観光係
お問い合わせ：0538-85-6319

目 次

1. 工場立地法の趣旨・目的	1
2. 届出の対象ー特定工場とはー	1
3. 届出の要否ーどんな時、届出が必要かー	2
4. 工場立地法改正の概要	2
5. 規制の内容ーどんな点に気をつければよいかー	5
(1) 生産施設面積率	
(2) 環境施設面積率	
(3) 環境施設の配置	
6. 届出の方法ーどんな書類を用意すればよいかー	9
7. 立地法Q&Aーよくある質問ー	10

昭和49年以降に建設された一定規模以上の製造業等を行う工場には、全て一律に工場立地法の規制がかかりますので、冊子をよく読んで、必要な届出を行ってください。

また、下記のような事業所については、若干の緩和規定があり、法で定められた生産施設面積率・緑地率・環境施設面積率に満たなくとも、一定条件を満たせば、増設することができる場合がありますので、別途、工場立地法担当者まで御相談ください。

- 1、現在ある場所に、昭和49年以前から立地している事業所
 - 2、「工場団地特例」の摘要を受けている工業団地内の立地企業
 - 3、工場集合地に立地している企業
- ※現在森町内には2及び3に該当する地域はありません

1. 工場立地法の趣旨・目的

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるように定められた法律です。この法律の中で、一定規模以上の工場の設置等に係る届出が、事業者に対して義務付けられています。

2. 届出の対象 －特定工場とは－

届出が必要となる『特定工場』とは、一定規模以上の製造業等の工場又は事業所等です。

①

②

① 一定規模とは、

敷地面積が9,000㎡以上	* どちらか一方に当てはまれば届出が必要です。
建築面積の合計が3,000㎡以上 (この建築面積には事務所・倉庫等が含まれます) * 建築面積：投影面積であり延べ床面積ではありません	

② 製造業等とは

製造業のほか、物品の加工修理業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業です。

工場立地法の届出が必要な業種	工場立地法の届出がいない業種
製造業・加工修理業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業の事業所	建設業・鉱業・倉庫業・運輸業・水力発電・地熱発電の事業所など

※ 農産物の出荷場は、原則的には工場立地法の対象外ですが、農産物を加工して出荷する場合は、工場立地法の届出対象となる場合がありますので、工場立地法担当窓口にご確認ください。

※ 平成24年6月に工場立地法施行令の一部が改正され、太陽光発電施設(いわゆるメガソーラー)を工場立地法の届出対象から除外しました。

なお、電気供給業ではない特定工場において太陽光発電施設を設置する場合は、引き続き環境施設として届出の対象となります。

3. 届出の要否

—どんな時、届出が必要か？—

次のような場合には、工場立地法に基づく届出が必要です。

届出が必要な場合	届出種類	参照条文
新しく特定工場を建てる場合	新設届	法第6条1項
昭和49年以前からの特定工場が、最初に届出する場合	変更届	法第7条1項 法第8条1項
一度、特定工場の届出をした企業が届出内容の変更（敷地面積の増減、生産施設の増加、環境施設の増減、環境施設の配置変え等）をする場合		昭和48年 法律第108号 （一部改正法） 附則第3条1項
事業所の名前や、住所が変わった場合 ※法人の代表者が変更になった場合は届出不要です	氏名等変更届	法第12条1項
特定工場の所有者が変わった（承継した）場合	承継届	法第13条3項

※次のような軽微な変更は、届出を要しません。（規則第9条）

① 生産施設、緑地、環境施設の面積や配置の変更をしないで、建築面積のみ変更をするとき（例えば、空地や駐車場等に、事務所等を設置するとき）
② 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。又は変更がある場合でも、修繕に伴い増加する部分の面積が30㎡未満のとき
③ 生産施設の撤去のみを行うとき
④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増加
⑤ 緑地又は緑地以外の環境施設の移設（面積の減少をしないこと）
⑥ 保安上その他やむを得ない事由による10㎡以下の緑地の削減（速やかに行う必要がある場合に限る）

4. 工場立地法改正の概要

（1）—平成27年10月1日施行—（静岡県条例）

静岡県では、同法に基づく準則とは別に、緑地面積率、環境施設面積率について本県独自の基準を条例により定め、平成27年10月1日より施行されました。（静岡県内の町部のみ適用となります。）

(基準)

区域(都市計画法) 要件	第1種 (住宅地域、 商業地域)	第2種 (準工業地域)	第3種 (工業地域、 工業専用地域)	第4種 (その他、用途指定 がない混在地域)
緑地面積率	20%以上 (現状通り)	15%以上	10%以上	20%以上 (現状通り)
環境施設面積率	25%以上 (現状通り)	20%以上	15%以上	25%以上 (現状通り)
重複緑地率	緑地面積率の1/2まで算入可能			

（２）－平成２７年５月２５日施行－

生産施設面積率が上げられました。
業種ごとの変更については、次のとおりです。

○生産施設面積率が引き上げられた業種

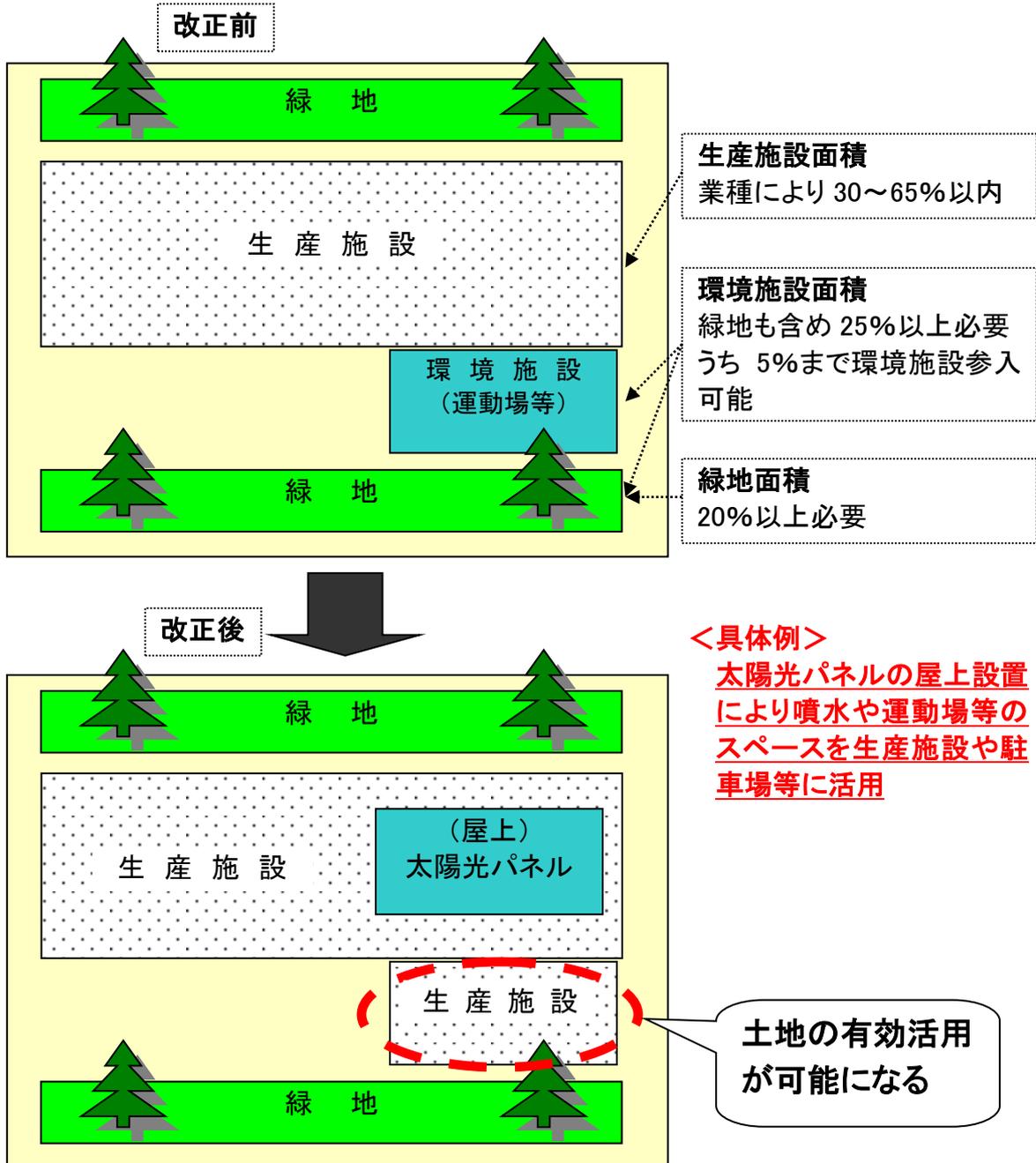
業 種 区 分	生産施設面積の敷地面積 に対する割合の上限	
	改正前	改正後
○製材業、木製品製造業（一般製材業を除く。）	35%	65%
○造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）	35%	
○非鉄金属鋳物製造業	35%	
○一般製材業	40%	
○農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）	45%	
○繊維機械製造業	45%	
○建設機械・鉱山機械製造業	55%	
○冷凍機・温湿調整装置製造業	55%	
○潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	60%	

(3) ー平成22年6月30日施行ー

太陽光発電施設が「緑地以外の環境施設」に位置づけられました。

○工場敷地の有効利用

屋上へ設置した太陽光発電施設の設置面積相当分が、環境施設面積に算入されることにより、工場の新設・増設時に敷地の有効活用が可能となります。



5. 規制の内容

—どんな点に気をつければよいか？—

工場立地法で規制されているのは、

- (1) 生産施設面積率（敷地面積に対する生産施設の割合）
- (2) 環境施設面積率（敷地面積に対する緑地等の面積の割合）
- (3) 環境施設の配置

の3点です。

※今ある場所に、工場立地法施行以前（昭和49年以前）からある事業所には、緩和措置がありますので、別途、工場立地担当窓口にご相談ください。

(1) 生産施設面積率

業種別に、環境負荷の程度及び敷地利用の実態等を勘案して、工場敷地面積に対する生産施設面積の割合の上限が、30～65%の7段階の区分で、定められています。（次ページの表を参考にしてください。）

※生産施設面積は建築面積です。（投影面積であり延べ床面積ではありません。）

生産施設とは、わかりやすくいえば、工場（機械・設備が設置してある建物）や、プラント類のことです。独立した建物の事務所棟、倉庫、研究所棟は生産施設に含まれません。

また、同一建物の中であっても、壁で明確に仕切られている部分の倉庫や、研究部門施設については生産施設面積から除外することができます。壁が中空までしかない場合や、移動式カーテンウォールやつい立てで仕切られているだけの場合は、一連の生産施設とみなされます。

ちよつとメモ ～こんな場合は？～

	生産施設に含まれる場合	生産施設に含まれない場合
出荷関連施設 輸送関連施設	生産工程の一環として、製品の包装・梱包をするもの	倉庫内で、出荷のための梱包をするもの
検査所	生産工程の中で、製品抽出検査をするもの	技術開発部門、研究部門の業務の中で行われるもの
発電施設 変電施設	自家発電施設（太陽光・風力発電施設を除く）、ボイラー、コンプレッサー、酸素製造装置、熱交換器	太陽光・風力発電による自家発電施設、変電所、受電設備、工業用水取水・貯水施設、冷水塔、排水施設

※詳細について不明な場合は、担当窓口にご相談ください。

業種別生産施設/面積率

生産施設面積率 30%	<ul style="list-style-type: none"> ○化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ○石油精製業 ○コークス製造業 ○ボイラ・原動機製造業
生産施設面積率 40%	<ul style="list-style-type: none"> ○伸鉄業
生産施設面積率 45%	<ul style="list-style-type: none"> ○窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）
生産施設面積率 50%	<ul style="list-style-type: none"> ○鋼管製造業 ○電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものを除く）
生産施設面積率 55%	<ul style="list-style-type: none"> ○でんぷん製造業 ○冷間ロール成型形鋼製造業
生産施設面積率 60%	<ul style="list-style-type: none"> ○石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） ○高炉による製鉄業
生産施設面積率 65%	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の製造業 ○ガス供給業 ○熱供給業

(2) 環境施設面積率

特定工場は、敷地面積の20%以上の緑地と25%以上の環境施設（緑地を含む）を設ける必要があります。

これは、周辺環境に配慮し、調和のとれた工場立地をしていただくための規定で静岡県内一律で、全ての業種に摘要されます。

①緑地とは……

高木、低木、芝生などが、生育する土地等であって、美観上良好な状態に維持管理なされているものを言います。

②緑地以外の環境施設とは……

次のいずれかに該当する施設で、工場または事業所周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう公園的に整備、管理がなされているものを言います。

〈環境施設に該当するもの〉

- 噴水、水流、池その他の修景施設（つき山、飛び石、灯籠、あずま屋等）
- 屋外運動場（野球場、テニスコート、屋外プール、バレーコート等）
- 広場（公園的に整備されていて、簡単な運動や集会が可能な場所）
- 屋内運動施設（体育館、武道場等）で、一般の利用に供するものは災害時の避難所に指定されているもの
- 教養文化施設（企業博物館、美術館等）で、一般の利用に供するもの
- 雨水浸透施設
- 太陽光発電施設（自家発電・売電用含む）

ちょっとモ ~こんな場合は?~

	環境施設に含まれる場合	環境施設に含まれない場合
体育館	地域住民に開放されているもの、災害時の避難所に指定されているもの、または5倍程度の緑地やグラウンドに附置されているもの。	専ら従業員の用に供する体育館
池	公園的に整備されている貯水池や調整池。	美観を呈さない調整池、単なる排水溝
広場	休息、簡単な運動ができるように整備され、明確に区画されたオープンスペース	単なる空き地、玄関前の車まわり等
雨水浸透施設	浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装地	雨桶等の雨水を通すためだけのもの

※詳細について不明な場合は、担当窓口にご相談ください。

なお、静岡県条例の改正により、静岡県内の町部において、平成 27 年 10 月から緑地面積の 1/2 まで重複緑地（屋上庭園、パイプの下の緑地、藤棚の下の駐車場・広場、地被植物が生育する部分に整備した駐車場等）を緑地として算入できるようになりました。

運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要とする緑地率の 1 / 2 が算入面積の上限です。 （緑地率 20% の場合、敷地面積の 10% まで） 例：敷地面積 10000 m²、必要緑地率 20% の工場の場合、 重複緑地 1000 m² までを緑地として算入できます。 ・ 傾斜面については水平投影面積で算出、垂直の壁面 の場合は壁面の長さに 1 m を乗じて算出します。
----	---

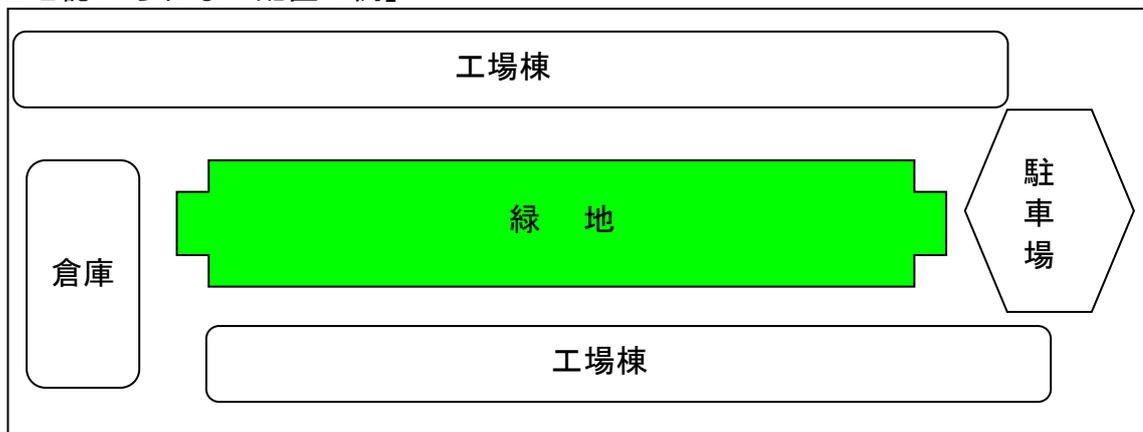
（3）環境施設の配置

緑地や、緑地以外の環境施設は、できるだけ、工場の周辺部に配置することが必要です。敷地面積の 15% に当たる面積の環境施設は、敷地の周辺部に配置するように心がけてください。

【適正と認められる配置の例】



【適正と認められない配置の例】



6. 届出の方法

—どんな書類を用意すればよいか—

森町内に、特定工場を新設しようとする場合や、増設しようとする時又は緑地や環境施設の配置変更（スクラップ&ビルド）をしようとする場合には、着工の90日前までに、町長あてに届出をしてください。提出部数は2部です。

なお、工場立地法の届出は、実施制限期間の短縮申請をすることにより、工事開始の予定日を最短30日前までに短縮することができます。今では、多くの企業が、短縮申請をしています。

短縮申請の場合、計画内容が不適正であれば、予定の日に着工ができなくなる可能性がありますので、申請に先立って、新增設の概要が固まった段階で、町の工場立地法担当窓口にご相談いただくことをお勧めします。事前相談で問題がなければ、着工30日前までに申請書をご提出ください。（この場合、申請書類提出は郵送でかまいません）。

○届出に必要な書類は下表のとおりです。

【新設、変更の場合】

①特定工場新設（変更）届出及び実施制限の短縮申請書	様式B	図面がページに入らない場合は、別添も可。
②特定工場の届出趣旨説明書		
③特定工場における生産施設の面積	別紙1	
④特定工場における緑地面積及び環境施設面積及び配置	別紙2	
⑤事業概要書	様式例第1	
⑥生産施設、緑地、環境施設、その他主要施設の配置図	様式例第2	
⑦土地利用状況を示した図	様式例第3	
⑧工事日程説明書	様式例第4	

【会社名変更、住所変更の場合】

①氏名（名称、住所）変更届出書	様式第3
-----------------	------

【承継の場合】

①特定工場承継届出書	様式第4
------------	------

それぞれの様式が、森町のHPに掲載されていますのでご参照ください。

7. 立地法Q & Aーよくある質問ー

Q. 工場敷地は8,000㎡で、建築面積は3,500㎡ですが、倉庫を除く工場部分の面積は2,300㎡です。工場立地法の届出は必要ですか。

A. 必要です。

敷地が9,000㎡以上であるか、建築面積が3,000㎡以上であるかの、どちらかを満たす場合には、工場立地法の届出対象となります。この場合の「建築面積」は敷地内にある建物全ての建築面積の和です。ですから、生産施設面積部分は3,000㎡未満であっても立地法届出の対象となるのです。

Q. 工場を立てる土地は借地なのですが、立地法の届出は必要ですか。また、必要ならば、届出は土地の所有者が行うのでしょうか。

A. 土地が借地であっても、自社所有地であっても届出は必要です。

また、届出は事業を行う者（工場を実質的に運営管理する者）、つまり工場の所有者が行うことになっています。

Q. 「生産施設面積」というのは、延べ床面積ですか、水平投影面積ですか。

A. 水平投影面積です。

建築基準法施行令第2条第1項第2号の測定方法により、測定した面積を使用してください。屋外プラントの面積は、水平投影図の外周によって囲まれる面積です。

Q. 面積の小数点以下はどうすればいいですか。

A. 届出書類の面積（敷地面積・建築面積・緑地面積・環境施設面積等）については、小数点以下は切り捨てて記入してください。（例：1000.8㎡の場合1000㎡と記入する）

Q. 駐車場の整備に緑化ブロックを使った場合、駐車場部分も緑地とみなされますか。

A. 平成16年3月の法改正及び平成27年10月施行の静岡県条例により藤棚の下の駐車場、緑化ブロックの駐車場等では、重複緑地として、緑地面積率の1/2までを緑地とすることができることになりました。ただし、一団のまとまった緑地で手入れが行き届いたものであることは、通常の緑地と同様の基準ですので、適用にあたっては、担当窓口にご相談ください。

Q. 自然林を残した形で造成した場合、緑地に含まれますか。

また、斜面地の緑地面積は、どのようにカウントするのでしょうか。

A. 自然林であっても、定期的に行う手入れを行い、美観を保持していれば、緑地としてその面積を算入することはさしつかえありません。斜面地の場合は、その水平投影面積が緑地面積となります。

Q. 以前は、油圧プレスや、液化石油ガス洗浄装置について配置図を記載し、住宅等から100メートル以上離すような規定がありました。今は不要なのですか。

A. 平成10年1月の工場立地法改正により、それまであった「特別配置施設」に関する記載は不要になりましたので、配置図にも記載不要です。

Q. 鋼管製造業（生産施設面積率50%）と、伸鉄業（生産施設面積率40%）を同一敷地内で行っています。この場合、生産施設面積率はどのようになりますか。

A. 鋼管製造業にかかる敷地面積と、伸鉄業に係る敷地面積が明確に区分されている場合は、それぞれの敷地面積にそれぞれの生産施設面積率を乗じたものの和が、工場の生産施設面積率になります。

敷地面積は区分できないが、それぞれの業種にかかる生産施設面積が解る場合には、敷地面積を生産施設面積の比率で按分して算出してください。

また、同一工場内で同一設備を使って異なる製品を作り出すような場合には、厳しい（低い）方の生産施設面積率を適用することになります。

Q. 従業員の駐車場が手狭になったので、道を挟んだ向かい側の土地を借りて駐車場にしたいと思います。この場合、敷地面積の増加にあたるのでしょうか。

A. 道路幅や、借りる駐車場の位置にもよりますが、原則は敷地面積の増加になります。道を挟んだ場所に工場の管理運営場密接な関連を有する施設がある場合は、全体を工場敷地と見るのが妥当だと考えられるからです。

しかし、非常に幅の広い道路があり、工場敷地面積と比較して社会通念上、一連の土地と考えにくいものについては、敷地面積に含まないとする場合もあります。

なお、敷地面積の増減は、生産施設の増加や環境施設の減少を伴わない場合でも届出が必要になります。

Q. 敷地内に倉庫を増設するのに伴って、緑地のレイアウトを変更したいと思います。結果的には、緑地部分は増加するので問題ないと思いますが、届出は必要ですか。

A. 倉庫を増設する時に、緑地の一部分でもスクラップされるのであれば届出が必要です。届出が不要な場合は、単なる空き地に生産施設以外の建築物（事務所や倉庫など）を立てる場合や、緑地が純増の場合です。緑地のスクラップ&ビルドの場合は、結果的に緑地面積が増加することになるとしても届出が必要です。

Q. 昭和40年に工場を立てた時には、工場立地法がまだなかったため、現在緑地は敷地面積の13%程度しかありません。生産施設を増設したいと思いますが、現在の敷地内で緑地20%、環境施設25%を確保することは物理的に困難です。増設は諦めなければならないのでしょうか。

A. 昭和49年に工場立地法ができる前からある工場については、緩和規定があり、特別な「準則計算」によって算出される緑地（環境）面積を整備すれば、20%（25%）を満たさない場合でも、生産施設を増設することが可能です。

準則計算は法施行以前にあった工場部分の生産施設面積、緑地面積、環境施設面積などを公式に当てはめて算出しますが、非常にわかりにくい計算式ですので、町の担当窓口まで別途御相談ください。

Q. 現在緑地として届け出ている区域の上に太陽光パネルの設置を検討しています。その場合、緑地面積として算定してもいいのでしょうか。

A. 重複緑地として緑地面積に算定できます。ただし、太陽光パネルの下にある緑地を適切に整備・管理することが前提になります。重複緑地は、必要とする緑地率の1/2が算入面積の上限です。（必要緑地率20%の区域の場合、敷地面積の10%まで）

なお、この場合、緑地面積が減ることになりますので、届出が必要になります。

工場立地法に関する質問は、下記へお問い合わせください。

森町役場 産業課 商工観光係

T E L : 0 5 3 8 - 8 5 - 6 3 1 9

F A X : 0 5 3 8 - 8 5 - 5 2 5 9

e-mail : sangyo@town.shizuoka-mori.lg.jp
